

光市公告第81号

光市立保育所給食調理等業務の委託について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和3年10月25日

光市長 市川 熙

1 業務名

光市立保育所給食調理等業務

2 業務場所

光市立浅江東保育園

光市立浅江南保育園

光市立みたらい保育園

光市立大和保育園

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 業務期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成19年光市条例第18号）第2条の規定による長期継続契約)

契約締結日から令和4年3月31日までは事前準備業務期間とする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、この公告の日時点で次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 安定的かつ健全な財務能力を有し、法人格を有する者であること。
- (2) 運営実績又は受託実績が、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所の運営（受託を含む。）又は保育所を対象とした給食調理業務の受託の実績を3年以上有していること。
 - イ 厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理業務の実績を3年以上有していること。
- (3) 仕様書において定める業務について、業務遂行能力を有するとともに適正な実施体制を有し、市の指示に柔軟に対応できること。
- (4) 市との連携及び調整が迅速に行えるよう、山口県又は広島県、島根県若しくは福岡県に本社、支社又は事業所のいずれかをこの公告の日までに有しており、食育に関する指導体制、職員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の保証体制、職員が欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。
- (5) 過去2年以内に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により営業の許可を取り消されたことがない者であること。
- (6) 過去3年以内に、食品衛生法の規定による営業の停止の処分を受ける等、食中毒その他食品に係る事故を起こしたことがない者であること。ただし、当該処分の対応、改善策に関する事項について、書面等により適正な食品衛生対策の確保ができているときはこの限りでない。
- (7) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定

に該当しないこと。

(9) この公告の日から本業務の契約締結の日までに、本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。

(10) 国税、県税及び市町村民税を滞納していないこと。

(11) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

6 手続等

(1) 光市立保育所給食調理等業務公募型プロポーザル実施要項等（以下「実施要項等」という。）の入手方法

実施要項等は、市ホームページ（<http://www.city.hikari.lg.jp/>）から入手すること。

(2) 参加表明書等の提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間内に必着とすること。

イ 提出期間

令和3年11月8日（月）から令和3年11月19日（金）までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

ウ 提出場所

〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号（光市総合福祉センター あいぱーく光内）

光市福祉保健部子ども家庭課

(3) 企画提案書等の提出方法等

ア 提出方法

(2)のアと同じ。

イ 提出期間

令和3年11月30日（火）から令和3年12月10日（金）までの日
(休日を除く。) の午前8時30分から午後5時まで

ウ 提出場所

(2)のウと同じ。

7 評価及び選定

(1) 選定審査

光市立保育所給食調理等業務公募型プロポーザル選定委員会により行
う。

(2) 選定審査方法

提出された参加表明書類及び企画提案書の内容、プレゼンテーション並
びにヒアリングにより、本業務の受託に最も適した者等を特定する。

8 その他

(1) 本手続に関する照会窓口は、光市福祉保健部子ども家庭課（電話（0
833）74-3005）とする。

(2) その他詳細は、実施要項等による。